

岩手県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市高田町字古川51の2、51の4、51の9、51の28から51の30まで、51の33、51の35、51の36
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅